

所得拡大促進税制の拡充

～中小企業者*等に係る要件～

18-004号

通巻:184

平成30年度税制改正により、所得拡大促進税制は適用期限が伸び、従来の制度をシンプルにして幅広い企業の活用を推進する制度となっています。今回は現行制度も含め、中小企業に絞ってお知らせします。

改正後の概要

適用時期:平成30年4月1日～平成33年3月31日までに開始する各事業年度

※設立初年度は適用できない。

適用の要件

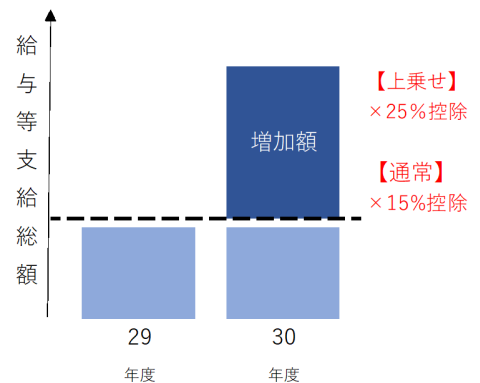
【要件①】給与等支給総額*が前年度以上

※基準年度との比較要件は撤廃

【要件②】平均給与等支給額*が前年比で**1.5%以上**増加

※計算方法が簡素化

→対象となる継続雇用者の範囲が、前期及び当期の全期間の各月において給与等の支給があるもので一定のもの。



※法人税額の20%が上限

税額控除

【通常】給与等支給総額の**対前年度増加額の15%の税額控除**

【上乘せ】下記一定の要件を満たす場合は**25%の税額控除**

★要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと。

○教育訓練費*が対前年比率10%以上増加

○中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定*を受け、経営力向上を実行している。

＜*用語説明＞

給与等支給総額* 国内雇用者に対して支給する給与の額で、損金算入される金額。(役員の特典関係者や使用人兼務役員は除く)

平均給与等支給額* 国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険の一般被保険者に対する給与等で、【要件②】の継続雇用者の範囲の該当者の平均額。

教育訓練費* 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で次のものをいう。

- イ. その法人が教育訓練等を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用。
- ロ. 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費
- ハ. 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

経営力向上計画の認定* 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等を受けることができる。計画申請においては、**経営革新等支援機関(認定支援機関)**のサポートを受けることが可能。

中小企業者等* 中小企業者又は農業協同組合等、中小連結親法人及び中小連結子法人をいう。また、中小企業者とは、次に掲げる法人をいう。

- イ. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。(発行済株式又は出資の総数(総額)の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人、3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人を除く)
- ロ. 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人。

補足①) 現行制度

適用時期:～平成30年3月31日までに開始する事業年度

※設立事業年度にも特例により適用あり。

適用の要件

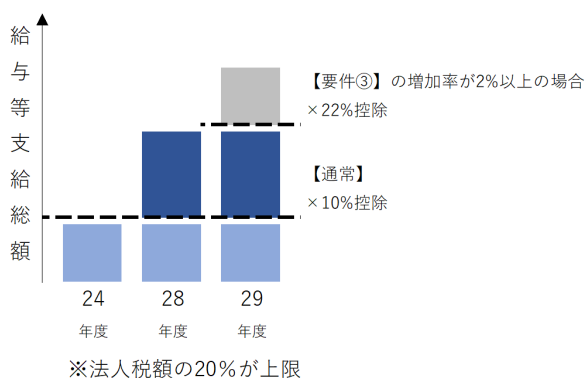
【要件①】給与等支給総額が対基準年度(平成24年度)比で3%以上増加

【要件②】給与等支給総額が前年度以上

【要件③】平均給与等支給額が前年度を上回る ※計算方法が複雑

税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10%～22%の税額控除



補足②) 認定支援機関とは

平成24年に経営革新等支援機関(以下、認定支援機関という)は創設されており、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主に認定されています。

【認定支援機関の利用方法】

①保証料の減額や補助金申請などにより、資金調達がしやすくなる。

認定支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額(▲0.2%)されます。

②「創業促進補助金」「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」などの補助金については、認定支援機関が事業計画の実効性を確認することにより申請が可能になります。

③経営力向上計画の認定を受けることで、税制の支援措置を受けることができる。

⇨生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置あり。

⇨中小企業経営強化税制(即時償却等)により支援

所得拡大促進税制は、簡素化されましたが、税額控除の基になる当期との比較対象が、平成24年度から前年変わったため、控除額自体は目減りする法人もあると思われます。

税額控除の上乗せの要件にある経営力向上計画のサポート機関として、認定支援機関がありますが、クラージュ総合会計事務所も認定支援機関となっております。

クラージュ総合会計事務所 水川 亮